

## 【予防接種当日の注意】

- (1) 予防接種は健康状態の良い時に受けてください。同封の「予防接種と子どもの健康」を読んで、『予防接種を受けることができない者』に該当していないことを確認し、予約した医療機関にお出かけください。
- (2) 予防接種の種類によっては、複数回受けるものがあります。予診票に記入する際には、その日受ける予防接種の種類と何回目の接種かをよく確認し、ペン又はボールペンで間違いのないように注意して記入してください。
- (3) 体温は、医療機関で診察する前に測りますが、家庭でも体温を測りお子さんの健康状態を確認してから受けてください。
- (4) 予防接種に行くときには、日頃からお子さんの健康状態をよく知っている人が必ず同伴してください。
- (5) 母子健康手帳には、受けた予防接種の記録を書き込むようになっています。接種後には接種した予防接種の記録ができていないか確認しておきましょう。

## 【その他の注意点】

- (1) 実施医療機関で医師の診察の結果、その日の接種ができないことがあります。接種できなかった場合は「えがお」で次回接種に必要となる予診票の再交付を行いますので、母子健康手帳を持ってお越しください。
- (2) 副反応が起こった場合や予防接種健康被害救済制度について

予防接種前に十分に予診を行っていても、予知できない重篤な副反応や後遺症がおこりうることがあります。接種後の健康状態の変化に注意しておき、副反応や健康被害の心配のある時には、医師（医療機関）の診察を受け適切な治療を受けてください。定期予防接種による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられる制度があります。予防接種健康被害救済制度を申請される場合は、綾川町えがお（☎087-876-2525）にお問合せください。



厚生労働省ホームページ  
(予防接種健康被害救済制度)

## 定期予防接種における「対象者」の解釈

| 表現                          | 解釈                                                                                                                                     |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「●歳に達したとき」                  | ●歳の誕生日の前日（24時）<br>例：令和8年1月31日生まれの子が「1歳に達したとき」というのは、令和9年1月30日である。                                                                       |
| 「●歳に至るまで/達するまで/●歳未満/至った日まで」 | ●歳の誕生日の前日まで（誕生日の前日は含まれる）<br>例：令和8年1月31日生まれの子の「1歳に至るまで/達するまで/1歳未満/至った日まで」というのは、令和9年1月30日である。                                            |
| 「●歳以上」                      | ●歳の誕生日の前日から<br>例：令和8年1月31日生まれの子が「1歳以上」になるのは、令和9年1月30日からである。                                                                            |
| 「●歳に至った日の翌日」                | ●歳の誕生日<br>例：令和8年1月31日生まれの子の「1歳に至った日の翌日」というのは、令和9年1月31日である。                                                                             |
| 「生後1月に至るまで」                 | 翌月同日の前日<br>※翌月に生まれた日と同日がない場合は、翌月の最終日まで<br>例：令和8年1月31日生まれの子の「生後1月に至るまで」というのは、令和8年2月28日までである。                                            |
| 「生後3月から生後6月に至るまで」           | 3か月後の生まれた日と同日の前日から、6か月後の生まれた日と同日の前日まで<br>例：令和8年1月31日生まれの子の「生後3月から生後6月に至るまで」というのは、令和8年4月30日から令和8年7月30日までである。                            |
| 「生後●週●日後まで/から」              | 生まれた日を出生0週0日とし、生まれた日の翌日から出生0週1日後と数える。「0週6日」の翌日は「1週0日」となる。<br>※「まで」も「から」も「●週●日後」の日を含む。<br>例：令和8年1月31日生まれの子の「生後14週6日後まで」は令和8年5月15日までである。 |

## 定期予防接種における「接種間隔」の考え方

| 表現            | 解釈                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「1月の間隔を置く」    | 翌月の同日の前日に経過したと考えるため、1か月の間隔を置いた日は「翌月の同日」から接種可能<br>※翌月に同日がない場合は、翌月の最後日に経過したと考えるため、翌々月の初日から接種可能<br>例1：1月28日に接種し、「1月の間隔を置く」場合の接種可能となる日は2月28日である。<br>例2：1月31日に接種し、「1月の間隔を置く」場合の接種可能となる日は3月1日である。（2月31日はないため） |
| 「27日以上の間隔を置く」 | 「4週間後の接種した日と同じ曜日」<br>接種した翌日から数え、中27日間を挟んだ翌日から接種可能                                                                                                                                                       |
| 「●月半の間隔を置く」   | 28日で終わる月：14日<br>29日で終わる月：15日<br>30日で終わる月：15日<br>31日で終わる月：16日<br>※4月1日に接種した場合、2か月半の間隔を置くと6月1日に15日を足して「6月16日が2か月半を置いた日」となる。                                                                               |